

令和5年5月8日

生徒及び保護者の皆様へ

茨城県立那珂湊高等学校長 鈴木 富美子

5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について

日頃より本校教育活動に、ご理解、ご協力をいただき心より感謝申し上げます。

さて、標記のことについて、令和5年5月8日付けで、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の5類感染症に移行し、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」が改定されました。

つきましては、特に下記の内容について、学校における新型コロナウイルス感染症対策の見直しを行いました。生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、ご家庭でもご理解とご協力をお願いします。

記

1 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方について

(1) 感染状況が落ち着いている平時の対策

- ・ 生徒の健康状態の把握、適切な換気、手指衛生や咳エチケットの指導は、引き続き実施するが、これ以外に特段の感染症対策を講じる必要はないこと
- ・ 学校教育活動においては、マスクの着用を求めないことが基本となること
- ・ 食事の場面においては、「黙食」は必要ないこと

(2) 感染が流行している場合、活動場面に応じて考えられる一時的な対策

- ・ 「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること
- ・ 生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること

2 5月8日以降の留意事項

(1) これまで実施してきた毎日の「体調調査」については、学校に報告する必要はありません。発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、自宅で休養することが重要です。

(2) 濃厚接触者としての特定は行われなくなり、従前であれば濃厚接触者として特定されていた者についても、今後は、行動制限及びその協力要請は行われません。

(3) 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された生徒等に対する出席停止の期間は、「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」を基準とします。

(4) 従前の「コロナ様式1・2」は廃止としますので、罹患した場合は治癒後にインフルエンザ同様の「届出書・治療報告書」を担任に提出してください。

(5) 同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染した生徒等・学校で新型コロナウイルス感染症の患者と接触があった生徒等のうち、感染対策を行わずに飲食を共にした者であっても、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない者については、直ちに出席停止の対象とはなりません。

3 その他

(1) 感染状況によって、国や県の対応方針が随時変更されることから、今後変更があった場合は改めてお知らせします。

(2) 何か心配なことや不明なことがありましたら、学校までご連絡ください。